

令和2年（2020年）10月9日

宝塚市教育委員会

宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針

子どものいのち、権利を守り未来へ成長する教育 ～宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切にします～

第1　はじめに

私たちはかけがえのない大切な命を救うことができませんでした。

2016年12月。「生きたい！」と必死だった14才の女子生徒の苦しみにあまりにも私たちは鈍感でした。学校も教育委員会、市も女子生徒を孤立させ最も悲惨な結末を迎えるました。「子どもを守る」という当然の行為を残念ながら一から取り組むことによってしか再発を防ぐことが出来ないと決意して全力で一つひとつを実践していきます。

考えられる最善の策ではありますが、これがスタートです。我々一人ひとりに女子生徒の死の責任があると胸に刻み進めていきます。

しかし、もうあの子は帰ってきません。

ご遺族の苦しみ、悲しみを自らのものとできるか、それが問われると思っています。

第2　基本方針の構成について

この基本方針においては、5つの柱を軸に取組を進めています。

- 1 子どものSOSに気づく力を高めます
- 2 子どもの主体性を育てます
- 3 部活動を改革します
- 4 チーム学校で取り組みます
- 5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

第3 基本方針の具体的な内容について

1 子どものSOSに気づく力を高めます

教師一人ひとりが子どもの願いに耳を傾ける姿勢を持ち、子どもの声を敏感に感じ取ることができるよう感性を磨くため、次のこと取り組みます。

- 1-① 子どもたちがSOSを出しやすい環境をつくります
- 1-② 子どもを深く理解する力を育てます
- 1-③ いじめを早期に発見し、速やかに適切な対応をします

1-① 子どもたちがSOSを出しやすい環境をつくります

★小学校での教科担任制を積極的に推進します 【拡充】

小学校でも外国語などの教科は担任ではなく専門の教師が教える教科担任制を国に先駆けて取り入れます。子どもたちが複数の教師とふれあい、信頼関係を築けるよう教科担任制の教科を順次、増やします。

★相談することの大切さを子どもたちに伝える出前授業を行います 【新規】

つらいこと、困ったことが起きたとき、一人で抱え込まずに誰かに相談する大切さを子どもたちに伝えます。小学校高学年と中学生は、SOSを出す方法を臨床心理士らの出前授業から学びます。

1-② 子どもを深く理解する力を育てます

★本事案から学ぶ全員研修を実施します 【新規】

すべての教師が本事案を自分のこととして受け止めなくてはなりません。そのため、再調査委員会委員長を講師に、まず管理職、生徒（生活）指導担当、市教育委員会の指導主事が調査報告書から学ぶ研修を実施しました。

次に、全学校において全教職員を対象とした校内研修を市教育委員会の指導主事とともに実施します。

また、ケース検討を含めた事例検討をグループワークを交えて専門家とともに実施します。

★子どもに共感し、対等な関係を築く資質を養います 【継続】

教師の本分は魅力ある授業で子どもに人生を生き抜く力につけることがあります。しかし、それだけにとどまるものではありません。人間の成長にかかわる職業である以上、子どもたちと日々豊かな関係を育むことが求められています。再調査委員会からは教師と子どもたちの間にしばしば上下の管理・統制的な関係が見られる、との指摘を受けました。

子どもに心を開いてもらうには、おとなである教師が自らの感情をコントロールし、子どもの話や訴えを決して否定せず、共感しながら耳を傾ける資質や態度を身に付ける努力を怠ってはなりません。

そのため、スクールカウンセラーから人間関係の築き方や傾聴の技法を学ぶ研修を年に2回以上、行っています。

★発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援を強化します 【拡充】

教師は子ども一人ひとりの特性や背景をきちんと理解し、より過ごしやすい学校生活が送れるよう定期的な児童生徒理解の校内研修を行います。また、保護者の相談に対応する「教育相談」などの周知、啓発を図り、保護者との連携を進めます。

1-③ いじめを早期に発見し、速やかに適切な対応をします

★いじめの定義の確認と周知を徹底します 【拡充】

「いじめ」とはどのような行為を指すのか。それを正確に理解していくなければ早期発見はできません。「いじめ防止対策推進法」(2013年)の趣旨をより徹底させるため文部科学省は2017年に「いじめ防止基本方針」を改定しています。ある子どもがほかの子どもの言葉や行為で心身の苦痛を感じたときはもちろん、ネット上の悪口など本人が気づいていない場合でも、いじめとして適切に対応することを求めていました。

再調査委員会の調査からこのことを理解していない教師があり、いじめの解釈が教師によってちがっていることが明らかになりました。

そのため、教師全員が統一したいじめの定義を理解する研修を早急に行います。

また、教育関係者と子どもたち、保護者だけでなく、市民全員でいじめとはどのようなものを指すのか確認する必要があります。

そのため、イラストなどを交えていじめの定義をわかりやすく表したリーフレットを作成し、児童生徒、保護者、教職員、地域住民に配布します。

★いじめ防止月間を設けます 【新規】

12月を「いじめ防止月間」と定めます。本事案を風化させることができないよう、毎年12月は各学校をあげていじめについて考え、学ぶこととします。

また、学校での取組は子どもたちが中心になって内容を決め、教師が支援します。

★いじめにテーマをしぼったアンケートを行います 【拡充】

毎年6月末までにすべての小中学校で「こころとからだのアンケート」を実施しています。教師はアンケートを手がかりに、悩みや問題を抱えた子どもの存在に気付き、ともに解決をめざす面談を行っています。

それに加えていじめについての市内統一アンケートを全学校を対象に行います。いじめの有無や児童生徒のいじめに対する意識を把握し、いじめを減らすよう指導に生かしていきます。

★教職員らがいじめについての情報を共有し、チームで対応する仕組みを整えます 【継続】

ある教師が子どもの様子に異変を感じたとき、いじめと確認する前であってもその教師だけで抱え込まず必ず複数の教師で情報や学校の対応方針を共有し、ともに対応にあたります。

いじめの疑いがあれば複数の教師によるいじめられた側、いじめた側双方へのていねいな聞き取り、周辺の子どもたちへも聞き取りを行って事実関係を整理し、校内のいじめ防止委員会の議題として話し合います。

また、校内のいじめ防止委員会の中には、それぞれの学校に合ったやり方でいじめの初期段階から素早く対応するチームを常設しておきます。

★いじめ等に関する情報について保護者との連絡を迅速に行い、情報を共有します 【拡充】

いじめが疑われる事案が起った時、保護者にも早くその情報を伝え共有することで重大な事態を回避し、解決に向けた実効性のある取組が可能となります。保護者と学校との迅速な連携について校内で共通理解を図り、実行していきます。

★教育委員会事務局にいじめ防止等対策担当チームを作ります 【新規】

教育委員会事務局には、各学校からさまざまないじめ事案の報告が集まっています。

殴る、蹴るなどの身体的な暴力によるもの。ひやかし、悪口、嫌なことを言われるなどの言葉の暴力。所持品を隠す、壊す、捨てる。金品を要求するもの。いじめはさまざまな形をとって行われます。とりわけスマートフォン等のSNSを利用したネットいじめなどには教師や保護者の目が

届きにくいものです。どのようなじめか、その態様や深刻さの度合いを素早く判断できるよう事務局にいじめ防止等対策担当チームを作ります。チームがいち早く対応に当たります。また、チームが経験を蓄積し、分析することで、学校現場に的確な助言と支援ができるようにします。

重大な事態につながる可能性のある事案と対応策を具体的に例示したマニュアルを作成し、学校に配布します。

2 子どもの主体性を育てます

子ども一人ひとりを尊重し、主体的、自発的な活動を通して子どもの自立心を育む教育を行うため、次のことに取り組みます。

- 2-① 子どもの主体性を育む授業へ転換します
- 2-② 子どもが参画する学校づくりを行います
- 2-③ 児童会・生徒会を活性化します
- 2-④ 子どもへのエンパワメントを促進します

2-① 子どもの主体性を育む授業へ転換します

★主体的・対話的で深い学びへ 【継続】

みんなと同じでなければならぬ——。日本の子どもたちは同調圧力を感じながら学校生活を送っています。いじめに関しても自分がいじめの対象にならないよう不本意ながらいじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることが少なくありません。

折しも文部科学省は2020年度から全面実施となった新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を求めていました。学校は目まぐるしく変化する社会を生きる子どもたちを、自分の頭で考え行動するおとなに育てる使命を持っています。

子どもたちが学校でいちばん多くの時間を費やすのは授業にはかなりません。一方的に教師の講義を聞く受け身の授業ではなく、級友たちとの議論や体験学習を通じて自ら学ぶ授業を充実させます。

また、教師同士が互いの授業から学びあう校内の授業研究を活発にします。

2-② 子どもが参画する学校づくりを行います

★学校行事は子ども主体で行います 【継続】

運動会や体育大会、文化発表会など、学校には年間を通して数多くの行事があります。例年通りという考え方ではなく、子どもが主体となって行事の計画を立て、実行するよう改めます。成功、失敗にかかわらず教師が応援しつづけることで、子どもたちが自分自身や級友、教師ら周りの人への信頼感を持てるように導いていきます。

2-③ 児童会・生徒会を活性化します

★サミットで学校間交流を図ります 【拡充】

夏休みを活用し、児童会あるいは生徒会サミットを定期的に開催し、多様な学校間の交流を活発にします。

2-④ 子どもへのエンパワメントを促進します

★C A Pの活用と検証を行います 【継続】

本事案発生直後にC A P (Child Assault Prevention) =子どもへの暴力防止プログラムを小学校に取り入れました。子どもがいじめや虐待、性暴力などさまざまな暴力から自分の心と体を守るために予防教育で、小学校中学年になると全員が受けています。いじめや暴力にノーと言える力やS O S を出す力（援助希求）を子ども自身の中に蓄えていきます。

C A Pを受ける前と後で子どもたちの意識がどう変わったか。効果を検証したうえで継続します。

★自殺予防教育を行います 【拡充】

「助けて」と言う力、S O S を出す力は生きる力そのものです。しかし、追い詰められた状態になってからでは援助を求めることがむずかしくなります。思春期の子どもたちには、ふだんから繰り返し周りの人たちにS O S を出す大切さを伝える必要があります。

そのため、自殺予防に活かせる教育プログラムを実施します。さらに、自殺予防に取り組むN P Oなどの協力を得て自殺予防教育に取り組んでいきます。

★いじめ防止につながるゲストティーチャーの授業を行います 【拡充】

各分野の専門家を招いて人権意識や表現力を高める授業を行ってもらいます。

また、専門分野を記した専門家のリストを教育委員会で作成し、学校に配布します。

3 部活動を改革します

生徒主体の部活動に改めるため、次のこと取り組みます。

- 3-① 部活動の実態調査を行います
- 3-② 指導のあり方を見直します
- 3-③ 生徒が主体となった部活動の運営を行います

* なお、部活動については、さらなる改革に踏み込み、今年度中を目途に結論を出します。

3-① 部活動の実態調査を行います

★アンケートで実態をつかみます 【新規】

子どもたちがスポーツや文化活動を通じて技量を上げるだけでなく、他者を思いやり、仲間意識を育む部活動は、学校生活をより豊かにする意義があります。

しかし、本事案のいじめは当初、部活動で始まりました。本来は楽しいはずの部活動に生徒たちを追い詰めるような要素がなかったか。また部活動によって教師の多忙さにも拍車がかかり、教師を苦しめていないか。他にも部活動にかかる重大な案件を抱える宝塚市にとって、部活動の実態を総点検し、改革に取り組むことは待ったなしの課題となっています。

そのため、生徒、保護者、教師を対象にした部活動についての実態調査に11月から取り掛かります。

★アンケート結果に基づく白書づくりを行います 【新規】

アンケートに表れた部活動の実態や生徒、保護者、教師の意識を分析し、課題を明確にした部活白書を令和2年度中に作成します。あわせて改革の方向性も示します。

3-② 指導のあり方を見直します

★宝塚市部活動ガイドラインの徹底を図ります 【継続】

部活動は生徒一人ひとりが自らの意思で活動に参加するかどうかを決めます。宝塚市部活動ガイドラインには活動の過熱を防ぐため練習時間や休みについて細かく定めており、ガイドラインの趣旨を徹底するための研修を行います。

★顧問は、部全体の目標を踏まえ生徒一人ひとりに合った目標設定を支援し、各生徒がその目標を達成することをサポートする姿勢で部活動指導に臨みます 【拡充】

部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現など様々な意義があります。顧問は、生徒が意欲的に部活動に取り組むことができるよう、生徒一人ひとりに合った目標設定を手伝い、それが実現するようサポートする姿勢で部活動指導に当たります。

3-③ 生徒が主体となった部活動の運営を行います

★部活動の方向性、内容を生徒と顧問が話し合って決めます 【継続】

練習時間、練習方法はもとより、どのような大会に挑戦するのかなど、部活動にかかる主なことがらは生徒と顧問が話し合って決めます。

★生徒一人ひとりの悩みや疑問を尊重します 【継続】

顧問が、部活動に関し、面談やアンケートなどを通して、生徒一人ひとりの悩みや疑問を受け止め、それをどのようにして解決ができるかとともに考えます。

★ていねいなミーティングを行います 【継続】

顧問が指導方針を一方的に伝えるミーティングではなく、部活動に関して生徒一人ひとりの意見を尊重する場とします。

4 チーム学校で取り組みます

学校の組織力を強化します。

教職員だけでなく専門家や子ども、保護者、地域の人々と力を合わせて子どもたちを見守るため、次のことに取り組みます。

4-① 学校の組織対応力を向上させます

4-② 子どもを育む地域や関係機関との連携を行います

4-① 学校の組織対応力を向上させます

★校長のリーダーシップを育成します 【継続】

学校内で問題が起きたとき、校長が教職員を一つにまとめ、リーダーシップを発揮して解決に当たるようリーダーシップ強化の研修を行います。

★教師がSOSを出せる教職員集団をつくります 【継続】

再調査委員会からもっとも厳しく指摘されたのは教師同士が同僚としての信頼関係を築けていない学校の「風土」についてです。ある仲間への信頼という土台がなければ子どもに異変が起きても担任や部活動顧問まかせになり、協力して問題に向かう姿勢につながりません。

何かあったときは同僚たちに遠慮なくSOSを出せる人間関係を日ごろから育てていかなければなりません。

ある問題が起きたとき、学年や教科を超えた教師らが集まって、率直に意見を交換しあう。日常の中でしばしばそのような話し合いの機会を持てば、互いの理解も深まり、信頼関係が生まれてきます。問題を複眼で検討することで、解決への道筋も見えやすくなります。そのために事例に基づいてケース会議を行います。

★多職種連携を推進します 【拡充】

各学校で事例に基づいたケース会議はスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、月1回の会議の定着を図ります。また、スクールカウンセラー（SC）や弁護士ら専門家が加わる機会を設けます。

専門家の力を借りることでよりよい解決に向かうことが多いため、学校を外に向かって開き、立場の異なる人材をためらいなく迎えるよう意識改革を図っていきます。

本市ではこれまでからSSWを手厚く配置し、積極的に活用していますが、さまざまな場面でのいっそうの参画と連携を進めています。

4-② 子どもを育む地域や関係機関との連携を行います

★地域ぐるみで子どもを見守ります 【拡充】

地域の人々が学校の運営にかかわるコミュニティスクールを全学校で取り入れます。地域との連携をさらに強固なものとするよう、問題発生時

には学校側から積極的に発信します。

★保育所・幼稚園・小中学校の連携を強化します 【拡充】

宝塚市ではここ数年、幼稚園・保育所から小学校、中学校へと進む縦のつながりを重視してきました。小学校でのいじめ事案などを中学校でも確実に把握し、子どもたちを切れ目なく支援するためです。これまで以上に連携を強め、幼児期から中学校までの情報共有と一貫性を意識した教育を取り組んでいきます。

★関係機関との連携を図ります 【継続】

より広い支援体制をつくるため宝塚市子どもの権利サポート委員会や宝塚市家庭児童相談室などの関係機関へ情報を提供し、協力を依頼します。

5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

5-① 体罰を根絶します

5-② ハラスメントを根絶します

5-① 体罰を根絶します

★体罰の禁止を徹底します 【継続】

体罰は法律で禁止された行為であり、子どもの心身に大きな傷をもたらすものです。

教職員があらゆる教育活動の中で、体罰をしない、許さないという意思を持つように繰り返し研修を行います。

体罰に対しては、厳しく対応します。

5-② ハラスメントを根絶します

★部活動におけるパワーハラスメントを根絶します 【継続】

部活動において教職員（顧問）や先輩からの威圧的な指導があつてはなりません。しかし、いまだに連帶責任を課すなどの懲罰的な指導がまかり通っていることがわかりました。全学校がハラスメントの根絶を目指す研修を行います。

★あらゆるハラスメントを根絶します 【拡充】

教職員と子どもとの関係におけるハラスメントは部活動だけで起こりうるものではありません。

ハラスメントは子どもたちの心を傷つけるものであり、健全な成長に

影響を及ぼすことになります。

どういったことがハラスメントに当たるのか、具体的な事例をもとに子どもの理解を促す指導を行うとともに、教職員も研修を繰り返し行い、ハラスメントの根絶を図ります。

第4 むすび～改革の検証～

再発防止策を絵に描いた餅にしないため、本基本方針に基づき学校及び教育委員会は、それぞれ行動計画を策定し実行していきます。そして、改革がどれほど進んだか、第三者を交えて検証します。

令和2年7月、宝塚市総合教育会議は再調査委員会委員長であった春日井敏之・立命館大学大学院教授（臨床教育学）、同委員であった曾我智史弁護士、大津市で教育長をつとめた桶谷守・池坊短期大学副学長の3名を検証委員に委嘱しました。任期は2年。まずは2年のうちにできる限りの改革を進めます。進み具合や成果は、ご遺族に報告をするとともに総合教育会議で検証します。

あわせて教育委員が検証委員とともに学校を訪れ管理職や教職員、子どもたちから直接、聞き取りを行って、いじめへの取組を確認します。